

特定非営利活動法人AMARYLLIS定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人AMARYLLISという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県八潮市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、子ども、青少年及び地域住民に対し、放課後の居場所づくり、学習支援、体験活動、スポーツ・文化活動並びに地域交流に関する事業を行い、子どもの健全育成及び地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 地域安全活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 放課後子ども教室の運営
 - ② 子どもの見守り活動
 - ③ 地域と連携した教育支援イベントの企画・出店等
 - ④ ボランティア育成事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会の申出があったとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 4人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を代表理事、3人を副代表理事とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の

親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第13条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

3 役員は、再任されることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第16条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員の報酬)

第17条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第18条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第13条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければ

ならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面等表決者又は表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

（理事会の構成）

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面等表決者にあつてはその旨を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収益
- (4) 資産から生じる収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第47条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	近 彩
副代表理事	高木 彩
〃	泉 有紗
〃	服部 飛鳥
監事	横山 知恵
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

役員名簿

特定非営利活動法人AMARYLLIS

役 名	フリ ガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事	コン アサ 近 彩		無
理事	タカギ アヤ 高木 彩		無
理事	イズミ アリサ 泉 有紗		無
理事	ハットリ アスカ 服部 飛鳥		無
監事	ヨコヤマ チエ 横山 知恵		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、少子化や核家族化、共働き世帯の増加などにより、子どもたちが安心して放課後を過ごせる居場所や、多様な体験活動の機会が求められています。また、地域住民同士のつながりが希薄化する中で、地域全体で子どもたちを見守り育てる環境づくりが重要となっています。

私たちはPTA活動を通じて、子どもたちの放課後の居場所づくりや地域とのつながりの重要性を実感し、その課題解決に取り組むため任意団体を設立しました。以来、放課後子ども教室の運営をはじめ、学習支援や体験活動を実施するとともに、地域が主催する祭りやイベントへ出店という形で参加し、地域住民との交流や地域コミュニティの活性化に努めてきました。

今後は、これまでの活動をさらに発展させ、子どもの健全育成と地域社会への貢献を継続的かつ安定的に行うため、組織運営の透明性を高め、行政や学校、地域団体との連携を一層強化できる法人格が必要であると考えました。

以上の理由により、特定非営利活動法人を設立し、子どもの健全育成及び地域住民相互の交流促進並びに地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とします。

2 申請に至るまでの経過

- 令和7年4月1日 P T A活動に参加していたメンバーで任意団体AMARYLLISを設立
- 令和7年7月～ 定期的に地域が主催する祭りやイベントへ出店
- 令和8年4月 事業拡大のためNPO法人格取得の相談・設立要件確認
NPO法人化の勉強会開催、法人化の必要性を認識
- 令和8年6月～ 八潮市社会教育課の事業、
放課後子ども教室の運営スタッフとして活動。
- 令和8年6月 準備会（発起人会）を実施
定款、事業計画書等の案を作成
- 令和8年8月 設立総会の開催

2026年 8月 1日

特定非営利活動法人AMARYLLIS
設立代表者
氏 名 近 彩

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人AMARYLLIS

1 事業実施の方針

子どもたちが安心して過ごせる放課後の居場所づくりと、地域住民との交流を通じた地域コミュニティの活性化を目的として事業を実施する。

放課後こども教室の運営を中心に、学習支援、体験活動、スポーツ・文化活動等を実施するとともに、地域が主催するイベントへの参加や地域団体との連携を積極的に進める。

また、行政、学校、地域住民及び関係団体との協力体制を構築し、公益性、透明性及び継続性を重視した法人運営に努め、子どもの健全育成及び地域社会の発展に寄与する。

2 事業の実施に関する事項（成立の日 ～ 令和9年3月31日）

（1）特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事 者の 予定 人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数		支出見 込み額 (千円)
放課後子ども教室 の運営	放課後子ども教室	毎週 木曜日	松之木 小学校	9名	松之木 小学校 の児童	80名	0
子どもの 見守り活動	防犯パトロール	不定期	松之木 小学校 周辺	5名	松之木 小学校 の児童	50名	0
地域と連携した教育 支援イベントの 企画・出店	松之木小学校の夏祭 りへの出店	9月上旬	松之木 小学校	10名	松之木 小学校 の児童 地域住 民	300 名	0
ボランティア育成 事業	放課後子ども教室に おいて、学生及び地 域ボランティアの受 け入れ、活動支援及 び育成	毎週 木曜日	松之木 小学校	9名	学生及 び地域 ボラン ティア	5名	0

令和9年度 事業計画書

特定非営利活動法人AMARYLLIS

1 事業実施の方針

子どもたちが安心して過ごせる放課後の居場所づくりと、地域住民との交流を通じた地域コミュニティの活性化を目的として事業を実施する。

放課後こども教室の運営を中心に、学習支援、体験活動、スポーツ・文化活動等を実施するとともに、地域が主催するイベントへの参加や地域団体との連携を積極的に進める。

また、行政、学校、地域住民及び関係団体との協力体制を構築し、公益性、透明性及び継続性を重視した法人運営に努め、子どもの健全育成及び地域社会の発展に寄与する。

2 事業の実施に関する事項（令和 9年4月1日 ～ 令和 10年3月31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事 者の 予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数		支出見 込み額 (千円)
放課後子ども教室 の運営	放課後子ども教室	毎週 木曜日	松之木 小学校	9名	松之木 小学校 の児童	80名	7,000
子どもの 見守り活動	防犯パトロール	不定期	松之木 小学校 周辺	5名	松之木 小学校 の児童	50名	0
地域と連携した教 育支援イベントの 企画・出店	各地域のお祭りへの 企画・出店	7月～10月	周辺地 域	10名	地域住 民	800名	800
ボランティア育成 事業	放課後子ども教室に おいて、学生及び地 域ボランティアの受 け入れ、活動支援及 び育成	毎週 木曜日	松之木 小学校	9名	学生及 び地域 ボラン ティア	5名	0

令和8年 度 活動予算書
(成立の日から 令和9年3月31日まで)

特定非営利活動法人AMARYLLIS

(単位：円)

科 目		金 額	
I	経常収益		
1	受取会費		
	正会員受取会費	0	
	賛助会員受取会費	0	0
2	受取寄附金		
	受取寄附金	0	0
3	受取助成金等		
	受取民間助成金	0	0
4	事業収益		
	放課後子ども教室	0	
	子ども見守り活動	0	
	地域と連携した教育支援イベントの 企画・出店等	0	
	ボランティア育成事業	0	
			0
5	その他収益		
	受取利息	0	
	雑収益	50,000	50,000
	経常収益計 (A)		50,000
II	経常費用		
1	事業費		
(1)	人件費	0	
	給料手当	0	
	臨時雇賃金	0	
	法定福利費	0	
	人件費計	0	
(2)	その他経費		
	仕入高	0	
	旅費交通費	0	
	車両費	0	
	水道光熱費	0	
	地代家賃	0	
	減価償却費	0	
	保険料	0	
	その他経費計	0	
	事業費 計		0

2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
事務費	50,000		
その他経費計	50,000		
管理費 計		50,000	
経常費用計 (B)			50,000
当期経常増減額 (A - B)			0
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
経常外収益計 (C)			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		
経常外費用計 (D)			0
① 当期正味財産増減額 (A - B + C - D)			0
② 設立時正味財産額			576,840
次期繰越正味財産額 (① + ②)			576,840

令和 9 年 度 活動予算書
(令和 9 年 4 月 1 日 から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで)

特定非営利活動法人AMARYLLIS

(単位：円)

科 目		金 額	
I	経常収益		
1	受取会費		
	正会員受取会費	0	
	賛助会員受取会費	0	0
2	受取寄附金		
	受取寄附金	0	0
3	受取助成金等		
	受取民間助成金	0	0
4	事業収益		
	放課後子ども教室	7,000,000	
	子ども見守り活動	0	
	地域と連携した教育支援イベントの 企画・出店等	900,000	
	ボランティア育成事業	0	7,900,000
5	その他収益		
	受取利息	0	
	雑収益	0	0
	経常収益計 (A)		7,900,000
II	経常費用		
1	事業費		
(1)	人件費		
	給料手当	6,000,000	
	臨時雇賃金	0	
	法定福利費	0	
	人件費計	6,000,000	
(2)	その他経費		
	仕入高	800,000	
	会議費・研修費	50,000	
	通信費	150,000	
	消耗品・教材費等	510,000	
	衛生品費	80,000	
	事務費	110,000	
	保険料	100,000	
	その他経費計	1,800,000	
	事業費 計		7,800,000
2	管理費		
(1)	人件費		
	役員報酬	0	
	給料手当	0	
	人件費計	0	
(2)	その他経費		
	会議・研修費	0	
	旅費交通費	0	

通信運搬費	0		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
消耗品・教材費等	30,000		
事務費	20,000		
その他経費計	50,000		
管理費 計		50,000	
経常費用計 (B)			7,850,000
当期経常増減額 (A - B)			50,000
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
経常外収益計 (C)			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		
経常外費用計 (D)			0
① 当期正味財産増減額 (A - B + C - D)			50,000
② 前期繰越正味財産額			576,840
次期繰越正味財産額 (① + ②)			626,840